

平成31年度版

四日市市部活動ガイドライン

平成31年3月

はじめに

日本における学校教育は、教員が教科指導・生徒指導・部活動指導等を一体的に行う「日本型学校教育」として国際的に高く評価され、子どもたちの人格的成長に大きな役割を果たしてきました。一方、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化してきたことで、学校に求められる役割が拡大するとともに課題が教員に集中し、授業等の教育指導に専念しづらい状況になってきている現状があります。

このような状況の中、教員の長時間勤務が問題視され、平成28年4月、文部科学省内に「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」が設けられました。この中では、とりわけ、部活動における休養日の設定の徹底をはじめとした運営の適正化や教員の勤務時間管理の適正化の必要性が示されています。

本市においても、全国同様、教員の長時間勤務は課題となっており、特に中学校教員においては、その要因の一つとして部活動指導における時間があげられています。

このような課題がある一方で、部活動が持つ教育的意義は大きく、教育課程外の活動ではありますが、思春期の中学生が心身ともに健やかに成長するためには、なくてはならない活動であると言えます。また、顧問の指導の下、異学年集団が切磋琢磨し、一つの目標達成に向かって全力で取り組む部活動は、自主・自律の心や困難に打ち勝つ強い精神力を養うことにつながり、他の教育活動ではなしえることのできない活動であるとも言えます。

教員の立場から見ても、学生時代に自身が指導する部活動の経験のある教員はもちろんのこと、経験がない教員の中にも情熱を持って子どもたちの部活動指導に当たり、やりがいを見出している教員もいます。

本ガイドラインは、子どもたちの心身のより健全な成長や教員の働き方改革につながるよう、活動日数や時間を含め、総合的に部活動のあり方を見直すための指針として示したものです。

本ガイドラインを有効活用し、子どもにとっても教師にとっても部活動が充実した活動となるよう、取り組んでほしいと思います。

四日市市教育長

葛西 文雄

－目次－

I 学校教育活動としての部活動の役割

- 1 部活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 部活動の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 部活動の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 部活動の適正な運営

- 1 部活動方針等の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 適切な部活動の実施に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 部活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

【参考文献】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

【参考資料】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

I 学校教育活動としての部活動の役割

1 部活動の意義

心身ともに大きく成長する中学生期において、興味・関心のあるスポーツや文化的活動で、仲間とともに一つの目標に向かって取り組むことのできる部活動は、非常に教育的効果の高い活動である。大会やコンクール等に向けて努力することは、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養ったり、心・技・体を向上させたりするなど、部活動が担う役割は大きいものである。

また、異学年が目指す目標を一つにして集団を形成し取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的であり、コミュニケーション力の育成にも大きな役割を果たすといえる。

このように、部活動の果たす役割は大きく、中学校における学校教育活動に欠かすことのできないものとなっている。

2 部活動の位置付け

中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月公示）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

(6)第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められている。

3 部活動の現状と課題

今日の学校においては、社会・経済等の大きな変化により、教育に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えてきている。近年、教育内容が増加し、子どもにとっても教員にとってもゆとりのない学校生活が強えられる現状にある。とりわけ、少子化が進展し、教員数も減少する中、部活動については従前と同様の運営体制では維持することが難しくなっており、生徒・教員の現状と課題を整理し、取り組みを改善していく必要がある。

(1) 生徒の現状と課題

適正・適切な休養や休憩を伴わない活動は、生徒の心身に、様々な無理や弊害を生み出す。そのため、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮した部活動の運営の工夫が求められる。

(生徒の実態)

- ① 朝練習等の実施により、生徒の睡眠不足に伴う授業への影響が懸念される。
- ② 運動部活動において、長時間の練習等による生徒のスポーツ障害が懸念される。

(2) 教員の現状と課題

部活動における過度な練習時間により、顧問教員の勤務時間が増え、子どもと向き合う時間の確保が難しくなったり、競技経験のない部活動の顧問を任され負担に感じたりする教員がいるなどの課題がある。そのため、部活動の運営の見直しを行い、抜本的な適正化を推進する必要がある。

(教員の実態)

- ① 中学校教員の勤務時間は非常に長く、その中でも部活動の指導時間が特に長い。
- ② 教員が放課後の部活動指導に時間を過度に費やすと、授業準備、生徒との個別面談や家庭訪問、外部専門家や関係機関との連携を図る上で支障となると懸念される。
- ③ 運動部活動顧問のうち、保健体育科以外の教員で担当している部活動の競技経験がない教員が半数程度いる。
- ④ 主として土日に開催される大会等への引率は教員が行っており、休日が休日とはならない状況となっている。審判等の大会運営業務も教員が担っている。
- ⑤ 常勤の教員は全員が顧問になることを原則としている。

Ⅱ 部活動の適正な運営

1 部活動方針等の策定

- 学校は、部活動がより良い活動となるよう、本ガイドラインを参考に、「学校部活動運営方針」を策定する。学校の実情に応じて、毎年見直しを図ること。
- 「学校部活動運営方針」には、休養日及び活動時間の設定（長期休業期間を含む）について、必ず明記すること。
- 「学校部活動運営方針」は、保護者や地域の理解を得るため、学校ホームページやPTA総会等の機会を通じて公表すること。

2 適切な部活動の実施に向けて

部活動において、大会やコンクール等で優勝や上位入賞等の結果を残すことは、生徒の大きな喜びにつながり、一つの目標に向かって努力することの尊さを学ばせる上では、大変教育的効果は高いと言える。一方、部活動が「教育課程との関連を図り、活動していくこと」と明記されていることから、その指導が勝つことを最優先させた勝利至上主義に偏り、部活動本来の意義が見失われるようなことがあってはならない。適切な部活動の実施は、その意義や効果、生徒の心身の負担等を考慮した上で、学習をはじめとした他の教育活動と関連させて計画的に実施しなければならない。

(1) 適切な部活動数の設置

- ① 校長は、当該学校の規模等を鑑み、必要に応じて適正な部数についての検証を行う。
- ② すでに設置している部活動の廃部を検討する場合は、現在加入している生徒の活動が損なわれることのないよう、長期的な展望のもと、校内で十分協議した上で、校長が決定する。その際、他校との合同チーム編成の可否についても検討すること。
- ③ 新たな部活動の設置を検討する場合は、生徒のニーズを踏まえたものであるかを十分精査するとともに、周辺校の該当部活動設置状況や長期的な存続の可能性等を校内で十分協議した上で、校長が決定する。

(2) 部活動計画の作成

顧問は、部活動の年間活動計画及び月間活動計画を作成し、生徒や保護者に提示する。活動計画をあらかじめ周知することで、家庭内における予定が計画しやすくなるなど、子どもと家族の時間を大切にすることができる。これらの積み重ねが保護者の部活動への理解につながり、ひいては部活動への大きな支援へとつながるものである。

① 年間活動計画の作成

- ・年間を見通してどの時期にどのような活動を行うかを明確にし、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出及び生徒・保護者への提示は4月中に行うこと。

② 月間活動計画の作成

- ・年度当初に提示した年間活動計画をもとに月間活動計画を作成し、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出及び生徒・保護者への提示は前月中に行うこと。

(3) 顧問の役割

① 工夫した部活動の運営

- ・学校教育において部活動が果たす役割を理解し、生徒の自己実現が図られるよう、部活動の運営を工夫する。

② 年間・月間活動計画の作成及び計画に基づいた運営

- ・作成した計画は早い段階で生徒及び保護者に周知し、共通理解のもと部活動を運営する。
- ・生徒及び顧問自身の健康面に十分配慮し、無理のない計画を立てる。

③ 生徒の指導・育成

- ・技術指導だけでなく、集団における規範意識やコミュニケーション力の向上を図り、中学生としてあるべき望ましい姿について、部活動を通して育成する。

④ 部活動目標の明確化と目標に向かって取り組む集団づくり

- ・生徒が自主的・意欲的に活動できるよう、活動目標を明確化するとともに、目標達成のために部員が一丸となって取り組むことができる集団作りに努める。

⑤ 事故防止と安全指導

- ・在籍する部員を掌握し、部員の健康管理、事故防止と安全指導を行う。

⑥ 他の教員との連携

- ・担任をはじめとする他の教員との連携を図り、生徒の学校生活を支援する。

⑦ 部活動ミーティングの運営支援

- ・部活動が生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることに留意し、目標達成に向けた活動が適切に行われるよう、部員主体のミーティングを実施させ、その運営の支援をする。

⑧ 校外活動における生徒引率

- ・大会や練習試合、コンクールなど、校外で活動を行う場合の生徒引率を行う。移動手段は、公共交通機関を使用することを原則とし、部活動顧問の自家用車等で生徒を送迎することは一切認めない。
- ・宿泊を伴う活動については、子どもの健康・安全に十分配慮した無理のない計画を立て、事前に校長の承認を得るとともに、保護者に対して説明会等を開くなどして、理解を得ること。また、実施にあたっては、学校・園事務関連データベース内にある「遠足・集団宿泊的行事・社会見学等の実施基準」を参照して、「宿泊を伴う野外活動・部活動等実施届」を実施10日前までに、終了後は「宿泊を伴う野外活動・部活動等実施報告」を速やかに教育委員会指導課へ提出すること。

⑨ 保護者との連携、調整（活動の理解や具体的対応等）

- ・部活動が円滑に行えるよう、保護者との連携を密に図り、理解が得られるよう努める。

⑩ 近隣の学校や他団体等との連携、調整

- ・練習試合や合同練習又は大会やコンクール参加に向けて、他校や関係団体と連携を図り、部活動を円滑に運営する。

⑪ 施設、用具の管理

- ・部活動で使用する施設や用具を管理し、活動時における安全配慮に努める。

⑫ 部活動予算の管理

- ・部活動予算を計画的に支出し、適切な予算管理を行う。

(4) 事故防止と安全管理

① 適切な休憩時間の設定

オーバーワークにならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努めること。少なくとも1時間に1回以上の休憩時間を設けることが望ましい。

② 活動スペースの確保

活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないよう、指導を徹底すること。

③ 施設・用具等の点検

活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月 1 回実施すること。使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回点検を実施することが望ましい。

④ 事故発生の場合

万が一事故が発生した場合は、救急車を要請するなど、生徒の人命を最優先した対応を取る。

(5) 休養日・活動時間の設定

休養日及び活動時間については、生徒及び教員の健康面を考慮し、以下の通りとし、各校において確実に実施するものとする。

【休養日】 1 週間のうち、少なくとも 2 日を休養日とする。うち、1 日は土日に設定をする。

① 平日の休養日について

- ・ 平日に設ける休養日については、学校で定めた部活動停止日（職員会議、校内研修会等）と兼ねることができる。ただし、定期テスト前の部活動停止期間のまとめ取りによる設定は認めない。（確実に週 2 日間の休養を取らせる）
- ・ 平日の休養日は学校単位で決定することが望ましいが、活動場所の関係から、部活動単位で決定することも可とする。
- ・ 休養日は計画的に設定するが、屋外で活動する部活動が雨天のため、急きょその日を休養日に変更することは、やむを得ないものとする。

② 土日の休養日について

- ・ どちらか 1 日を休養日とする。
- ・ 3 日以上の日が連続する場合は、2 日に対して 1 日の休養日を設定すること。

③ 長期休業中の休養日について

- ・ 1 週間のうち、2 日を休養日とする。

※大会やコンクール等の前週の土日の活動や大会開催週の平日の休養日については、生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、実施することを可とする。ただし、校長の承認を得るとともに、大会やコンクール等終了後に代替休養日を設けること。

【活動時間】

① 平日の朝の活動時間について

- ・朝練習を実施する場合は、説明会や文書等において、その意義や効果等を保護者に説明し、十分な理解を得ること。練習開始時刻は、7時30分以降とする。

※生徒や家庭の過重負担とならないように、以下の点に十分に配慮する。

- ・生徒の発達段階や健康状態（朝食の摂取や睡眠時間の確保）、家庭の事情等を考慮し、必要に応じて個別に対応する。
- ・朝の部活動が、その他の教育活動に支障をきたしたり、家庭生活のバランスを崩したりすることのないように配慮する。
- ・通学時間や天候等を考慮して安全に十分に配慮する。

② 平日の放課後の活動時間について

- ・放課後の練習は、2時間以内とする。

③ 週休日及び休日（長期休業期間を含む）の活動時間について

- ・3時間程度とする。
- ・活動内容（大会・練習試合・コンクールへの参加など）により、活動時間が3時間を大幅に超える場合は、校長の承認を得ること。ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面に十分配慮すること。

(6) 顧問の指導力向上

- ① 指導力向上に係る研修会に積極的に参加し、指導力向上に努めること。
- ② 校内の教員同士で、指導方法に関する意見交換を密にし、異なる部活動であっても活用できる指導法については、積極的に活用すること。
- ③ 特に担当部活動の競技経験等のない教員については、他校との部活動の交流を積極的に行い、他校の指導者から指導方法について積極的に学ぶこと。
- ④ 運動部顧問については、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に学び、短時間で効果が得られるよう、練習方法等に取り入れる工夫をすること。文化部顧問についても、同様に効果的な取り組み方法を工夫すること。
- ⑤ 運動部顧問については、各スポーツ競技団体が作成する指導手引を活用し、合理的かつ効果的な練習方法等の研究に努めること。（P 1 1 【参考資料】参照）

(7) 保護者・地域との連携

- ① 部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解を得ること。
- ② 学校ホームページや部活動便り等を有効活用し、部活動の様子を定期的に保護者に発信し、理解を得る工夫をすること。
- ③ 部活動を運営する上で、経費の必要性が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付するなどして理解を得ること。
- ④ 対外的な活動（練習試合、大会、コンクール等）については、保護者への応援依頼を積極的に行うこと。
- ⑤ 活動中に生徒に問題が発生した場合、家庭訪問等により丁寧に説明をすること。
- ⑥ 活動中の怪我については、軽いと考えられる怪我でも、家庭訪問等により丁寧に説明をすること。
- ⑦ 部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて各種団体と連携を図り、部活動に取り組むことが望ましい。また、地域との連携を図った部活動の実施について、保護者に理解と協力を促すよう努めること。

(8) 合同チームの取り組み

- ① 自校だけでチームとして、対外試合等に参加できない場合は、他校と合同チームを組み、活動することができる。ただし、その場合は、校長の承認を得ること。
- ② 他校と合同チームを組む場合は、日常における活動日及び活動場所を顧問間で調整し、決定については校長の承認を得ること。
- ③ 他校と合同チームを組む場合は、部員や保護者の思いを必ず掌握し、理解を得るよう努めること。
- ④ 合同チームを組む場合は、大会やコンクール等への出場について、その可否を事前に主催者に確認すること。
- ⑤ 合同チームが自校を離れて活動を行う場合、移動中の事故等に十分注意すること。万が一事故があった場合は、保護者への連絡や救急車の要請など、適切な対応をとること。

3 部活動への支援

(1) 部活動協力員

教職員の業務の適正化の一環として、平成31年度は「部活動協力員」を3校に配置する。

<部活動協力員の役割>

- 顧問が他の業務等により部活動の現場を離れている間に、部活動を行う生徒の安全を見守る。
- 活動に従事したときは、部活動協力員日誌に、その日の活動内容等を記録するとともに、部活動マネジメント担当者に報告し、情報共有を行う。
- 研修会に積極的に参加し、部活動の教育的意義や安全管理等について、十分に理解し、活動に活かすよう努める。

<部活動協力員の活動内容>

部活動協力員は、校長又は部活動マネジメント担当者からの指示の下、主として①の活動内容に従事し、且つ、部活動協力員の持つ資格や経験等により、可能な範囲で②の活動内容に従事することができる。

- ① 顧問が他の業務等により部活動の現場を離れている間に、部活動を行う生徒の安全を見守る。
 - ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
 - ・用具・施設の点検・管理
 - ・事故が発生した場合の現場対応
- ② 部活動指導（＊部活動協力員の持つ資格や経験等による）
 - 一般的な実技指導（「学校部活動運営方針」や「部活動計画」等に基づき活動する。）

<部活動マネジメント担当者の役割>

- 部活動マネジメント担当者は、原則、教頭又は主幹教諭が担い、部活動協力員を活用する視点から、学校業務が円滑に進むようにマネジメントを行う。
- 具体的には、校内の活用システムの構築、活用状況の把握と調整、部活動協力員との連絡調整などを行う。
- 活動を通して、学校業務の円滑な運用だけでなく、教員および学校や地域の学校業務に関する意識改革を進める。

(2) 大会派遣経費等の補助

① 運動部

四日市市補助金等交付規則に基づき、中体連主催大会である全国中学校体育大会、東海中学校総合体育大会、三重県中学校総合体育大会に、大会要項に基づき参加者として登録され、当該大会に参加する生徒に対し、必要経費の額の2分の1以内の額をスポーツ奨励金として交付する。

② 文化部

四日市市補助金等交付規則に基づき、別紙3の別表1に規定された全国大会及び東海地区大会以上のブロック大会等に参加する生徒に対し、予算の範囲内で補助対象費用の合計額2分の1以内の額を文化部活動奨励金補助金として交付する。

【参考文献】

＊平成28年6月17日

学校現場における業務の適正化に向けて「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1372315.htm

＊平成30年3月

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/1402678.htm

＊平成30年3月

三重県部活動ガイドライン（三重県教育委員会）

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0046100044.htm>

＊平成30年12月

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo_guideline/h30_1227/index.html

【参考資料】

＊運動部活動用指導手引（スポーツ庁）

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm

・公益財団法人日本サッカー協会

「中学校部活動サッカー指導の手引き」

http://www.jfa.jp/coach/physical_training_club_activity/guidance.html#pankz

・公益財団法人日本バスケットボール協会

「中学校部活動におけるバスケットボール指導の手引き」

<http://www.japanbasketball.jp/training/47264>

・公益財団法人全日本柔道連盟

「平成30年度柔道部活動の指導手引き」

<http://www.judo.or.jp/p/46221>